《 事務所ニュース 2023年8月号》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

URL: http://kashiwa-iwasaki-sr.com

〒 277-0032 柏市名戸ケ谷 1-7-8-101 TEL / FAX 04-7103-8252 E-mail: info@kashiwa-iwasaki-sr.com

物性的少数者のトイレ使用制限に関する 最高裁の初判断が示されました

◆ 国の対応を違法とする初判断

7月 11 日、戸籍上は男性で性同一性障害の経済産 業省職員に対するトイレの使用制限について、最高裁 第3小法廷は国の対応を「裁量権の範囲を逸脱し違 法」とし、制限を不当と判断しました。この制限は、 女性トイレ使用に関する要望を受けて開かれた職員 向け説明会でのやり取りを踏まえ経済産業省が決定 したもので、下級審では判断が分かれていました。

◆ 判断理由

最高裁は「他の職員への配慮を過度に重視し、原告 の不利益を不当に軽視するもので、著しく妥当性を欠 く」とし、理由を次のように挙げています。

- ① 女性ホルモンの投与や≪…略…≫を受けるなど しているほか、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い 旨の医師の診断も受けている
- ② 女性の服装等で勤務し、本件執務階から2階以上 離れた階の女性トイレを使用するようになったこと トラブルが生じたことはない
- ③ 数名の女性職員が違和感を抱いているように見 えたにとどまり、明確に異を唱える職員がいたことは うかがわれない
- ④ 約4年10カ月の間に、上告人による本件庁舎内 の女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の 職員が存在するか否かについての調査が改めて行わ れ、本件処遇の見直しが検討されたこともうかがわれ ない

◆ 今後の対応

裁判官の補足意見には、使用制限について、当初の必 要性は認めつつ、教育等により理解を得るための努力 を行い、必要に応じて見直すなどが必要だったとする ものがあります。また裁判長は、今後、事案の積重ね を通じて指針や基準が形作られることに期待したい としています。

精神障害に関する労災補償状況~厚労省 令和4年度「過労死等の労災補償状況」より

◆ 令和4年度の精神障害の労災請求件数、支給決定 件数は過去最多

厚生労働省が公表した令和4年度「過労死等の労災補 償状況」によれば、仕事による強いストレスが原因で 発病した精神障害の状況について、労災請求件数は 2.683件で前年度比337件の増加、支給決定件数は710 件で前年度比81件の増加となっています。

この数はいずれも統計開始から過去最多となってい ます。

◆ 業種別では医療・福祉、 年齢別では40~49歳が最多

業種別では、医療・福祉(請求624件、支給決定164 件) が最多となっており、次いで製造業(請求392件、 支給決定 104 件)、卸売業・小売業 (請求 383 件、支 給決定 100 件) が続いています。また、年齢別では、 請求件数、支給決定件数いずれも 40~49 歳が最多と なっています。

◆ 出来事の類型ではパワハラが最多

支給決定件数の出来事の類型別では「パワーハラスメ ント」が 147 件で最多となっています。その他、「同 僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受 けた | や「セクシュアルハラスメント」などハラスメ ント関連の類型によるものが目立ち、ハラスメントに 関する問題は影響が大きいことがわかります。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行 給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築 個別年金相談(老齢・障害・遺族) 各種助成金の紹介、書類作成、提出代行